

## 第12回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和7年12月3日(水)  
開会 15時00分  
閉会 15時40分
2. 場 所 伊万里市役所 大会議室
3. 出 席 14名
4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	西山 哲	○	8	松永 久美子	○
2	山口 光壽	○	9	湊上 幸雄	○
3	岩橋 重幸	○	10	黒川 博隆	○
4	古藤 大助	○	11	副島 敏和	○
5	中島 一男	○	12	前田 勉	○
6	岩永 純一	○	13	田中 平市	○
7	木須 治紀	○	14	梶原 賢治	○

議事録署名者 7番 木須 治紀

13番 田中 平市

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	土井 清隆	農地係長	末吉 亜紀
書記	池田 晃樹	書記	江口 隆星

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第51号	農地法第5条の申請について
議案第52号	農地法第5条の申請について
議案第53号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕について
議案第54号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
議案第55号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について

8. 報告事項

報告第31号	農地法第18条第6項通知の受理について
報告第32号	農地法第5条許可の取消し願いについて
報告第33号	農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要に係る届出について

9. 連絡事項

なし

<p>議長</p>	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、ただいまより第12回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は7番 木須 治紀委員、13番 田中 平市委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第51号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第52号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第53号</td> <td>農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>議案第54号</td> <td>農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>議案第55号</td> <td>農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第31号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告第32号</td> <td>農地法第5条許可の取消し願いについて</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第33号</td> <td>農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要 に係る届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p> <p>それでは、議事に入ります。 議案第51号 農地法第5条の申請について、事務局から説明をお願いします。</p>	議案第51号	農地法第5条の申請について	7件	議案第52号	農地法第3条の申請について	4件	議案第53号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について	12件	議案第54号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について	14件	議案第55号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について	1件	報告第31号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件	報告第32号	農地法第5条許可の取消し願いについて	2件	報告第33号	農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要 に係る届出について	1件
議案第51号	農地法第5条の申請について	7件																							
議案第52号	農地法第3条の申請について	4件																							
議案第53号	農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕 について	12件																							
議案第54号	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について	14件																							
議案第55号	農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例 事業に伴うあっせん委員の指名について	1件																							
報告第31号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件																							
報告第32号	農地法第5条許可の取消し願いについて	2件																							
報告第33号	農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要 に係る届出について	1件																							
<p>事務局</p>	<p>議案第51号 25番についてご説明します。 議案は1ページになります。 図面は1ページから3ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が宅地分譲として使用するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、26番になります。 図面は4ページから9ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が宅地分譲として使用するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は1ページ、27番になります。 図面は10ページから13ページです。</p>																								

事務局	<p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場として使用するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案2はページ、28番になります。 図面は14ページから19ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 借受人が一般住宅として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、29番になります。 図面は20ページから26ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅として使用するための申請です。 農地区分は第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は2ページ、30番になります。 図面は27ページから31ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が資材置場として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案は3ページ、31番になります。 図面は32ページから34ページです。 申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場として使用するための申請です。 農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第51号 については以上7件です。</p>
議長	それでは25番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	宅地分譲で2区画を計画されているとのことでした。現地を確認したところ、周りは宅地化が進んでおり、畑がいくらかあるだけです。当該土地は、耕作されておらず、草だらけの状態です。東側、北側は宅地となっており、西側は市道、南側は公衆用道路です。近くの農地は西側の道路も挟んだところがあり、特段影響はないと思います。生活排水は下水、雨水は道路側溝に排水するというので、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長	<p>25番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、26番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>26番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、27番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>他の農地に特別影響があるところではありません。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>27番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、28番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>住宅を新築したいとの連絡があって現地を確認しました。現況は畑です。生活排水は下水に接続、雨水は道路側溝に排水されます。他の農地にも支障があることはないと思います。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>28番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、29番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>前に同じ地区でありました、4軒建つ予定の1軒です。現地は排水、U字溝関係は十分に整えられていますので、問題ないと思いました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>29番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、30番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>周りは全部住宅でした。水も流れる場所もちゃんとあって、区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>30番について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、31番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ご本人さんの家が新築されていて、その隣も5条申請したいということでした。溝、雨水もきちんと流れるようにしてありました。区長さん、生産組合長さんの承諾もありました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>31番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請7件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付し、県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第52号 農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第52号 4件について御説明いたします。</p> <p>議案は4ページになります。</p> <p>申請事由や経営状況を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第52号 については以上4件です。</p>
議長	<p>議案第52号 について議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第52号 農地法第3条の申請については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第53号 農用地利用集積等促進計画[農地中間管理事業]の利用権設定、12件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第53号 農地中間管理事業について御説明します。</p> <p>議案の5ページから7ページに農用地利用集積等促進計画書を、8ページから16ページに明細書を掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっています。</p> <p>面積は田が38,561㎡、畑が45,591㎡で、貸付人12名、借受人11名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは議案に記載しているとおりです。</p> <p>議案第53号 農地中間管理事業については以上12件です。</p>
議長	<p>議案第53号 農用地利用集積等促進計画 [農地中間管理事業] について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第53号 農用地利用集積等促進計画〔農地中間管理事業〕の利用権設定については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第54号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第54号 について御説明いたします。 議案は17ページになります。</p> <p>1番から6番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断しております。 7番から14番については農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が死亡し相続人不明になっている場合や、所有者が市内在住でない場合などの理由により、非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。 今回、農地の所有者より非農地についての申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断しております。</p> <p>議案第54号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第54号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第54号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については申し出のとおり決定し、所有者に対して非農地通知書を発送致します。</p> <p>続きまして、議案第55号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第55号 あっせん委員の指名について、御説明します。</p> <p>議案の18ページ 1番になります。 図面は議案の19ページになります。 あっせん申出が〇〇〇町に出ておりますので、〇〇委員と〇〇委員にあっせんをお願いするものです。</p> <p>議案第55号 あっせん委員の指名についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第55号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、議案第55号 農業経営基盤強化促進法による農地売</p>

議長	<p>買等特例事業に伴うあっせん委員の指名については申し出のとおりに決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。</p> <p>報告第31号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第31号 について御説明します。</p> <p>議案は20ページになります。</p> <p>3件受理しており、解約の事由、通知の内容については記載のとおりです。</p> <p>報告第31号 については以上です。</p>
議長	<p>報告第31号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第32号 農地法第5条許可の取消し願いについて事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第32号 農地法第5条許可の取消し願い2件について御説明します。</p> <p>議案の21ページ、1番になります。</p> <p>本件は昨年度に特定条件付売買予定地で農地法第5条の許可を受けていましたが、近隣住民からの反対があったため、本件許可の取消し願いが提出されました。</p> <p>続きまして、議案の21ページ、2番になります。</p> <p>本件は今年度、駐車場で農地法第5条の許可を受けていましたが、計画の変更のため、本件許可の取消し願いが提出されました。</p> <p>報告第32号、農地法第5条許可の取消し願いについては以上2件です。</p>
議長	<p>報告第32号、農地法第5条許可の取消し願いについて、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、続きまして、報告第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要に係る届出について、事務局から報告をお願いします。</p>

○番委員	反対の理由は何ですか。
事務局	地元の方から、大型の機械が入ることに対する反対があったということでした。
議長	御意見、ご質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、続きまして、報告第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要に係る届出について、事務局から報告をお願いします。
事務局	報告第33号 について御説明します。  議案は22ページ1番になります。 図面は、35ページから38ページになります。 申請地は、〇〇〇〇地区です。 申請人が出荷調整小屋として使用するための届出になります。 報告第33号 については以上1件です。
議長	それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	現地は自宅前の道路を挟んだ向かい側になります。雨水については水路を掘って、小川の方へ流すということでした。特に問題ないと思います。
議長	報告第33号 農地法第4条第1項第8号の規定による許可不要に係る届出について、御意見、御質問はございませんか。  <なし>  特に無いようですので、これで報告事項を終了します。  これで第12回農業委員会会議を閉会します。

